

(2) 九月三日午前十時三十九分

会社側 相談後 杉山 譲 三
李謙國 木部貞 橋井 高橋

等会見シ工負代表ヨリ

先日貴君ヨリ脚話、通社長ニ面会出来、ナイカラ貴君(杉山)
ト代表トシテ交渉スヘキヤ否ヤニ就キ全負、意図ヲ求メ
ルニ各工負共貴君ト代表トシテ、交渉シ拒否シ后ルソ次テ
今日ハ是れ社長ニ会見セシノル様考ガレ度ニ

杉山

私ヲ代表トシテ否認スルニトハ木可頃、交渉解決、意思ナ
キモ、テアリ且ツ木交渉ハ永久ニ出来ナイ、ミラス社長
ハ依然トシテ会見、意思ハナイ

トテ源ニ李謙、実体ニ入ラス互ニ押官署、未四日午前十一時

(3) 時社長ト会見セシムル事、約シ折衝、打効、午前十一時四
十分到着セリ

四日午前十一時

李謙 国側 橋井 星 中山 川福 外三名
会社側 上西 威(社長) 杉山 譲 三

等会見シ工負代表ヨリ

吾々工負ト会社、従業員ニ犯スト主張セラレテ后ルオ共、
理由ヲ承リタイ

社長

先般工負全部ニ申シ上ケタ通り八月九日限り会社、制度ニ
反対セル以上證方ナク使用ヲ廢止スルコトニ全負ニ申シ源
ン共、後ハ總テ杉山ニ折衝セシムルコトニシテ委任シテア
ルカラ同云ト交渉サレタイ

同時ニ復次ハ總対応ナライ事ヲ言明シテ善ナレハ夫レ以外